

令和5年大川市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月)
開 会 午後4時00分から午後5時00分まで
2. 開催場所 大川市役所 第一委員会室 (3階)
3. 出席委員(14人)

1番 水落 常志	9番 武下 博子
2番 古賀 林允	10番 辻 正光
3番 宮崎 文夫	11番 吉川 康則
4番 貞苺 謙二	12番 志牟田 文彦
	13番 植木 幸治
6番 山崎 忠文	14番 龍 靖男
7番 柿添千鶴子	15番 田中 博文
8番 宮原 晶彦	
4. 欠席委員(1人)

5番 梅崎 正道

5. 傍聴人 (0人)
6. 付議議題

議案第22号	農地法第3条許可申請について
議案第23号	農地法第4条許可申請について
議案第24号	農地法第5条許可申請について
議案第25号	農地移動適正化あっせんの申出について
議案第26号	大川市農用地利用集積計画について
報告第13号	農地法第18条第6項通知について
7. 事務局
局長 宮崎 和彦 係長 廣松 和徳 企画主査 尾崎 誠
8. 会議の概要
(開会)
事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年第7

回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和5年第7回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第22号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。1番～2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第22号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第23号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、通路用地であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第一種農地で原則不許可であります。既存の施設の拡張に該当することから例外的に許可基準を満たすこととなります。申請地の北側に申請者の家がありますが、出入りするための市道の幅が狭いため今回転用し、通路を拡幅するものです。工事は令和5年8月17日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

以上により、許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員

1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第23号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第24号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、自己用住宅であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第一種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される住宅として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。現在、申請地の右側に譲渡人が居住していますが老朽化等に伴い今回の申請地に新築住居を建て将来一緒に住むというものです。工事は令和5年5月10日着工であり、資金は銀行の残高証明書及び住宅ローン審査結果等で確認しています。

以上により許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第24号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第25号農地移動適正化あっせんの申出についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。
よって、1番について、あっせんすることに決しました。
只今から、あっせん委員の指名を行います。
1番について、あっせん委員に、辻委員、宮原委員を指名いたします。ただいま指名しましたあっせん委員にご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたあっせん委員について、1番については、辻委員、宮原委員に決しました。
以上で、議案第25号農地移動適正化あっせんの申出についての審議を終りました。
次に、議案第26号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第26号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。
次に、報告13号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第13号を終わります。

議 長 以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
7番 柿添 千鶴子 委員
8番 宮原 晶彦 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第7回大川市農業委員会総会を閉会致します。